

地域で災害時要援護者を支援する体制づくりを始めました

～もしもの時のために災害時要援護登録制度に登録を！～

地震や風水害などの災害発生時の公的支援には時間を要します。そのため、災害発生時に一番の力となるのは隣近所や地域の「助け合い」です。

実際に阪神淡路大震災でも救出された方の多くは、隣人や家族によるものでした。

市では、平成22年2月15日から「災害時要援護登録」の受付を始めました。そして、登録された方の名簿を作成し、地域の皆様のご理解をいただき、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりの整備を行っていきます。

制度をご理解いただき、多くの方の登録をお願いします。

登録方法について

●登録対象者

- ▷ 65歳以上で援護を必要とする方
 - ▷ 介護保険の要支援、要介護認定を受けている方
 - ▷ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ▷ その他、援護を必要とする方
- ※老人ホーム等の施設に入所されている方は対象となりません。

●申請書の配付

市役所（防災課・市民活動推進課・福祉総務課、高齢介護課・障がい者福祉課）、各市民センターで配付、または市ホームページからダウンロード

①申請

登録希望者は、登録申請書に記入し、防災課または市民センターへ申請します。（郵送可）

※登録には、個人情報や地域支援組織、関係機関へ提供することに同意が必要です。



②登録と名簿の提供

市では登録者名簿を作成し、地域の方々（自主防災組織等）と関係機関（警察署・消防署等）に提供します。

関係機関 (警察署・消防署等)

災害発生時には、市から提供された名簿により、支援を行うことができます。

④地域での支援

災害発生時には、個別支援プランを活用するなど、地域での安否確認などの支援をお願いします。

※地域支援組織、地域支援者の方々には、「地域の助け合い」により、この支援対策への協力をお願いしています。

③地域の体制づくり

地域では、名簿をもとに個別支援プランを作成するなど、支援体制づくりにご協力をお願いします。



地域の皆さんへ（地域支援者）

この制度は、「地域の助け合い」により推進しようとするものです。制度の趣旨をご理解いただき、地域支援者として災害時要援護者支援対策にご協力をお願いします。

なお、災害発生時には、さまざまな事態が想定されますので、支援活動について必ずしも責任を負うものではありませんのでご理解をお願いします。